

平成 年 月 日

保護者 殿

鹿児島県立松陽高等学校  
校長 新納 雅樹

### 出席停止のお知らせ

下記の病気に罹患した場合、学校保健安全法施行規則第18条19条の規定により、出席停止になる場合があります。期間については診察を受けた医師の指示に従ってください。  
なお下記罹患証明書は医師に記入していただき、登校時学級担任へ提出してください。

記

	病名 (潜伏期間・日)	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱 ペスト, マールブルグ病, ラッサ熱, 痘瘡 急性灰白髄炎, 南米出血熱, SARS ジフテリア, 鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ (1~2)	発症した後5日を経過し, かつ, 解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳 (6~15)	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか) (10~12)	解熱した後3日を経過するまで
第2種	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) (14~24)	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか) (14~21)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう) (11~20)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱) (5~6)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症, コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

### 罹患証明書

鹿児島県立松陽高等学校長 殿

年 組 番氏名

- 1 診断名 ( )  
2 期間 ( 月 日から自宅療養を要する。)

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印